

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年2月20日(月)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課施設管理室

目 次

1	国立障害者リハビリテーションセンター等の運営について……………	1
2	独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について ……	11
〈 参考資料 〉		
1	国立障害者リハビリテーションセンターの概要……………	16
2	平成24年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修会実施計画(案)	
(1)	国立障害者リハビリテーションセンター学院……………	17
(2)	国立障害者リハビリテーションセンター病院(健康増進センター) ……	24
(3)	全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ) ……	25
(4)	心身障害児総合医療療育センター ……	27
3	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の出身市区町村一覧 ……	29

1 国立障害者リハビリテーションセンター等の運営について

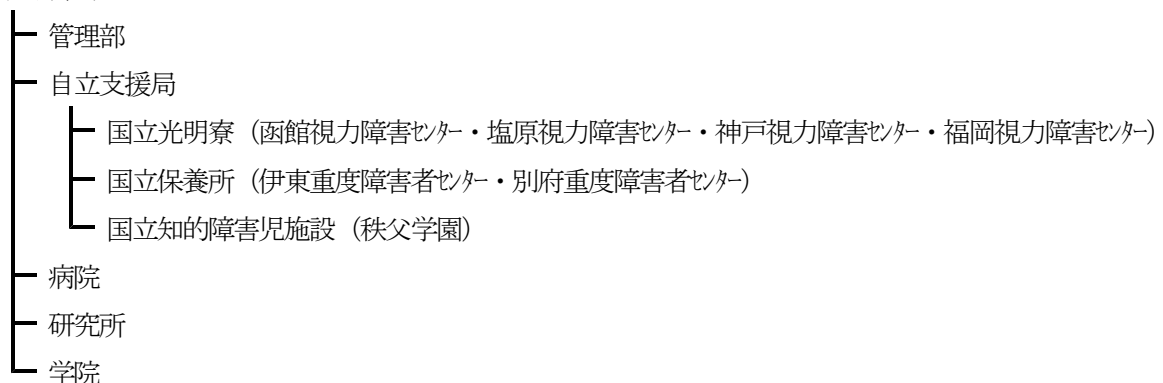
(1) 国立障害者リハビリテーションセンターについて

国立障害者リハビリテーションセンターは、障害者の自立及び社会参加を支援するため、障害者の生活機能全体の維持・回復のための先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスとして、

- ・総合的リハビリテーション医療の提供
- ・障害福祉サービスの提供
- ・リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発
- ・リハビリテーション専門職の育成と能力向上
- ・リハビリテーション健康増進プログラムの提供
- ・リハビリテーションに関する情報収集及び提供
- ・リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施する他、視覚障害者に対する就労移行支援（養成施設）等を行う国立光明寮（4施設）、肢体不自由者（主として頸髄損傷者）を対象に、自立訓練（機能訓練）等を行う国立保養所（2施設）、重度の知的障害のある児童を対象に、福祉サービスを提供する国立知的障害児施設（1施設）を有しており、我が国の障害者リハビリテーションの中核的機関として、先導的役割を担っています。

国立障害者リハビリテーションセンター



(参考資料：1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要を参照。)

① 国立障害者リハビリテーションセンターで提供している障害福祉サービス等について

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局では、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設を運営しており、以下の障害福祉サービスと障害児施設支援を提供している。

全国から利用可能であるので、関係機関への周知方よろしく願います。

ア 障害福祉サービス

- 就労移行支援
 - ・主に身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等を実施（同一敷地内にある職業リハセンターの職業訓練を受けることも可能）
【標準利用期間】：24ヶ月
【定員】：100名
【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）
- 就労移行支援（養成施設）
 - ・視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家資格を取得するための養成訓練を実施
【養成期間】：中卒程度5年、高卒程度3年 ※毎年度4月開始
【定員】：170名
【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター

【養成期間】：高卒程度3年 ※毎年度4月開始
【定員】：100名
【実施施設】：函館視力障害センター（北海道函館市）
神戸視力障害センター（兵庫県神戸市）
福岡視力障害センター（福岡県福岡市）
- ※塩原視力障害センター（栃木県那須塩原市）は平成23年度より就労移行支援（養成施設）の新規利用の停止。（現利用者に対する訓練は継続）
- 自立訓練（機能訓練）
 - ・主に視覚障害者を対象として、生活に適應するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練の実施
【標準利用期間】：18ヶ月
【定員】：10名
【実施施設】：函館視力障害センター、塩原視力障害センター
神戸視力障害センター、福岡視力障害センター
 - ・主に頸髄損傷者等の重度の肢体不自由者に対する機能訓練等を実施
【標準利用期間】：18ヶ月（頸髄損傷者による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者：36ヶ月）
【定員】：70名
【実施施設】：伊東重度障害者センター（静岡県伊東市）
別府重度障害者センター（大分県別府市）
- ※国立障害者リハビリテーションセンターでは、視覚障害者及び重度肢体不自由者両方の自立訓練（機能訓練）を実施（定員40名）
- 自立訓練（生活訓練）
 - ・主として高次脳機能障害者を対象に、生活能力向上の訓練や社会生活・対人技能の訓練、日常生活訓練等の実施
【標準利用期間】：24ヶ月
【定員】：30名
【実施施設】：国立障害者リハビリテーションセンター
- 施設入所支援
 - ・宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等の実施

イ 障害児施設支援（秩父学園）

○ 知的障害児への支援 【定員：100名】

秩父学園は、重度の知的障害児、自閉症児、強度行動障害児等を入所させ、基本的な生活習慣の確立と情緒の安定を図るために、生活支援及びグループ活動、サークル活動、健康管理等の支援を実施している。

○ 外来診療及び通園療育指導

秩父学園では、在宅の知的障害児等を対象に、専門家による適切な診療・指導の対応を早期に取り組み、一層の指導効果を図るため外来診療及び通園による療育指導を実施している。

② リハビリテーション関係専門職員及び知的障害関係職員等に対する研修の実施

学院では、リハビリテーション関係専門職員及び知的障害関係職員等の質の向上を図るため各種研修を実施することとしているので、関係機関への周知方よろしく願います。

（参考資料：2 平成24年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画（案）を参照。）

（注）現在、秩父学園附属保護指導職員養成所で実施している研修会については、平成24年度から同養成所を国立障害者リハビリテーションセンター学院に統合予定のため、学院研修会として実施することとしている。

（2）秩父学園におけるつなぎ法施行に向けた対応について

秩父学園においては、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「つなぎ法」という。）の施行に伴い、国で唯一の障害児施設としての役割を果たすため、「障害児施設として維持」することとしたものである。

これにより、18才以上の施設利用者については、地域で安心して暮らせるように地域生活等への移行を行うこととし、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に地域生活への移行を進めているところであるので、施設利用者の出身自治体等におかれては、格段のご協力をお願いする。

また、つなぎ法の施行に伴い、秩父学園としては、従来の重度知的障害児の支援に加え、発達障害児やその家族を含めた支援及び発達障害児が地域で生活していくための支援を行うこととしているので、各自治体におかれては、事業の実施に際してご協力をお願いします。

(3) 伊東重度障害者センターの統廃合時期の延期等について

昨年2月の障害保健福祉関係主管課長会議において、伊東重度障害者センターの機能を埼玉県所沢市の国立障害者リハビリテーションセンターに平成25年度末を目途に統廃合することをお知らせしたところであるが、今般、利用者の受け入れに必要な施設整備の施工方法等の変更を行った結果、統廃合予定時期を1年延期し、平成26年度末を目途と変更することとなったのでお知らせする。

なお、今後の当該工事の進捗状況によっては、更に数ヶ月の遅れが生ずることも有り得るのでご了解願いたい。

また、平成24年度末に統廃合する塩原視力障害センターの就労移行支援（養成施設）（※）については、平成23年度から新規利用の受付を停止しているため、当該センターの利用希望等の相談があった場合には、同サービスを実施している他の国立施設（埼玉県所沢市、北海道函館市、兵庫県神戸市、福岡県福岡市）の利用が可能であることを説明されるよう、福祉関係施設及び市区町村並びに医療機関等への周知方よろしくをお願いします。

※ 視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師国家資格を取得するための養成訓練。

(4) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）について

全国身体障害者総合福祉センターは、国が「国際障害者年」の記念事業として位置付け、設置した身体障害者福祉センターであり、障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、以下の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っているので、障害者団体等が行う行事や研修等を始めとして、本センターを積極的にご利用いただけるよう、関係者等への周知方よろしく願います。

○ 相談事業

全国の障害者及びその家族等を対象に生活、就職、法律、年金、補装具、スポーツ・レクリエーション等に関する無料相談の実施（法律・年金相談：月1回第2水曜日）

○ 研修事業

全国の身体障害者福祉センター職員、その他障害者福祉に携わる関係機関等の職員を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修を実施（ホームページからの申込み可能。）

（参考資料：2 平成24年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画（案）（3）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）を参照。）

○ 情報提供事業

障害者の社会参加と自立の促進、福祉に携わる各関係者への啓発を目的に、障害者福祉の実務情報（行政情報、生活支援、スポーツ・レクリエーション等）に関する情報誌「戸山サンライズ」の発行。（ホームページよりバックナンバーの閲覧可能。）

【問い合わせ先】

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611（代表） FAX 03-3232-3621

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

【相談事業】 hirot@abox3.so-net.ne.jp（相談専用）

【研修事業】 kensyu@abox3.so-net.ne.jp

【その他】 toyama@abox22.so-net.ne.jp

【設備概要】

設 備	詳 細	定 員	利 用 料 金 等
宿泊室 (33室)	<ul style="list-style-type: none"> ・和室(1～4名) 8室 ・洋室シングル 8室 ・洋室ツイン 17室 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者 4,500円～ ・その他 6,000円～
研修室 (2室)	<ul style="list-style-type: none"> ・大研修室 ・中研修室 	240名 45名	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者(団体) 17,600円～ ・その他(団体) 22,000円～
会議室 (7室)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会議室 ・中会議室 ・小会議室(2室) ・特別会議室 ・会議室A ・会議室B 	70名 50名 10～20名 25名 12名 12名	<ul style="list-style-type: none"> ※利用時間 9:00～21:00
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・体育館、トレーニング室 ・レストラン(定員36名) ・駐車場(障害者用15台) 		

障害者福祉関係の各種行事や研修等のための会議室、車いすの方も宿泊できる宿泊施設及び体育施設等を提供しています。(どなたでも利用可)

空き状況や詳細な利用料金等については、ホームページをご確認下さい。



<大研修室>



<洋室ツイン>

全国障害者総合福祉センター 戸山サンライズ

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL:03-3204-3611 FAX:03-3232-3621

事業内容

養成研修 情報提供・啓発 相談事業
障害者の健康づくりと社会参加支援を支援
を目的とした研修会の開催及び情報誌の
発行、各種相談事業の実施。

教養文化・地域交流事業
障害者の書道・写真全国コンテスト、地域
社会との交流を図るための行事の開催。

スポーツ・レクリエーション
スポーツ教室の開催及び体育館の優先使
用の便宜

社会参加するための施設提供事業
研修室・会議室の提供、研修会参加等へ
の提供並びに体育館施設等の提供。

館内案内

3, 4階
宿泊室・・・和室 8室 32人
洋室 シングル 8室 8人
ツイン 17室 34人
和室教養室
浴室(男性3階、女性4階)ランドリー室(3
階)

2階
大研修室 定員 240名
中研修室 定員 45名
大会議室 定員 70名
中会議室 定員 50名
小会議室 定員 10名
特別会議室 定員 25名

1階
フロント 相談室 レストラン 体育館
小会議室 定員 20名

地階
トレーニング室 理容室 美容室
会議室A・B 定員 各12名
駐車場

料金のご案内

| 研修室・会議室 | 宿泊室 | 体育施設 | レストラン | 宴会 |

ご案内

0000291958

最新のお知らせ

重要

当センターの節電行動計画について(2011年8月1日掲載)

NEW

第2回「個別支援計画」作成および運用に関する研修会

「演習」討議結果を掲載しました(要パスワード)

掲載期間:2012年1月29日(日)~2012年2月12日(日)

NEW

障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会

(アドバンスコース)

グループワーク討議結果を掲載しました(要パスワード)

掲載期間:2012年1月15日(日)~2012年2月14日(火)

【お願い】セキュリティの関係上、閉講式の際にお知らせした
パスワードに『toyama』を追加してご入力ください。

NEW

館内でインターネットをご利用いただけるようになりました。

3・4階客室、1階エントランスホール、2階ロビーにて
無線LANでインターネットをご利用いただけます。

詳しくはこちら

更新情報

- ・宿泊施設空き状況
- ・研修・会議室空き状況
- ・日替りランチ

・『自立支援協議会』関連事業のページ

NEW

【マニュアル等書籍】【運営連絡会議資料】

・『体育館の利用時間を拡大しました』

・『障害者福祉センター等全国連絡協議会』

研修会

NEW 平成23年度 各種研修会の案内を
掲載しました!! (2011.8.11)

情報誌

最新号掲載中
バックナンバーも掲載中

書道・写真コンテスト

第26回 審査結果を掲載しました!



携帯電話でもご覧いただけます
左のQRコードをご利用ください

相談室

お気軽にお越し下さい
次回の無料法律・年金相談は

ステキな旅を おでつだいします

戸山サンライズ

検索

<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006>

修学

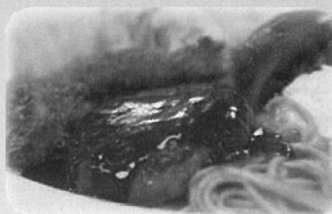
東京の中心地に立地しており
様々な観光地へ好アクセス！

特別食(きざみ・アレルギー対応)
のご要望におこたえします！

大浴場を貸し切りでご利用
いただけます！

旅行

シングル(28㎡)、ツイン(32㎡)、
和室(10畳)のバリアフリー設備の整った
お部屋でおくつろぎください！

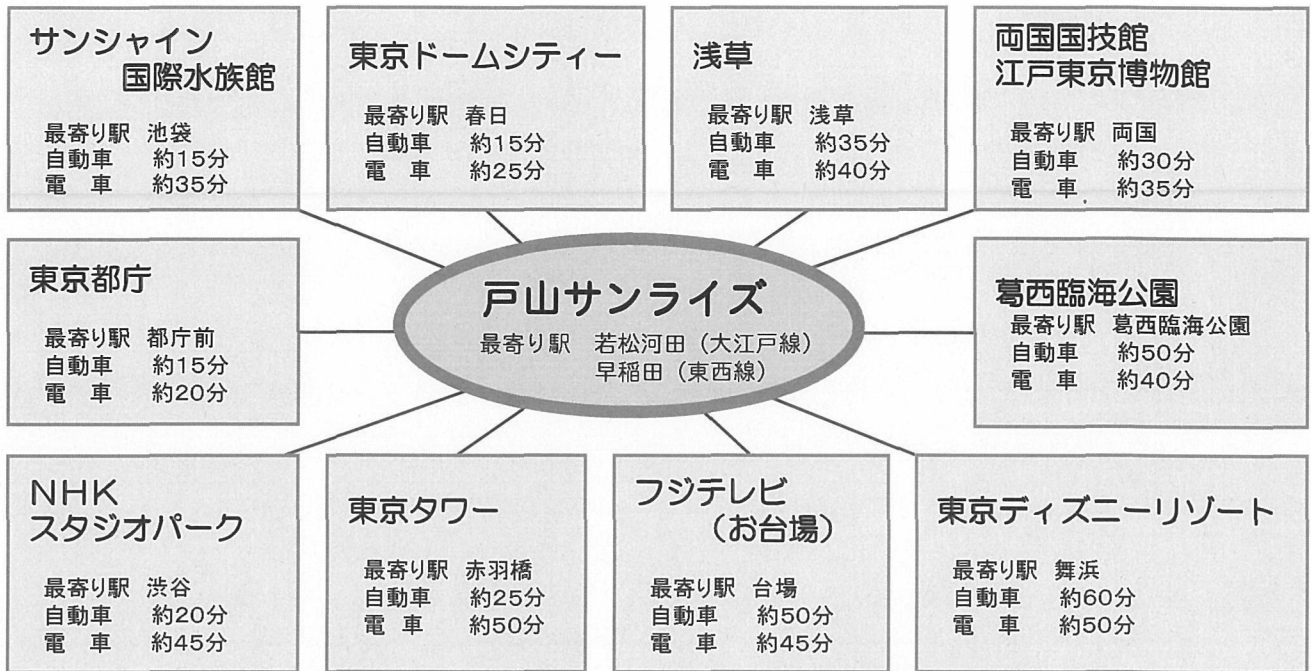


全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

TEL:03-3204-3611
FAX:03-3232-3621

E-mail:gyomubu@abox3.so-net.ne.jp (担当 友末)

各観光地へ



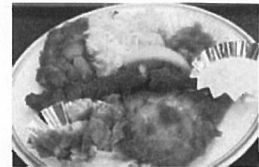
※ここに掲載している所要時間はあくまでも目安です。
 実際の交通状況等により前後することがありますのでご注意ください。

ご予約について

- ご予約はご利用1ヶ月前の1日午前9時からの開始となります。
 例：平成25年5月のご予約をご希望される場合
 平成24年6月1日午前9時より受付を開始いたします。
 (予約が殺到するため、一時的に回線が繋がりにくくなる場合がありますのでご了承ください。)
- 予約専用番号(03-3204-3606)までお電話ください。
 なお、予約受付開始日は代表電話番号でのご予約はお受けしていません。
- 上記の日以外のご予約は代表電話番号(03-3204-3611)までお電話ください。

戸山サンライズ Q&A ~よくあるご質問~

- Q. きざみ食はどの程度細かくすることができますか？
- A. 右の写真のとおり2種類の細かさをご指定いただけます。
 この他、ご希望がございましたらお申し付けください。
- Q. お支払い方法は現金のみですか？
- A. 当日お支払い頂く場合は、現金のみのお取り扱いとなります。
 大変申し訳ございませんが、クレジットカードでのお支払いはお受けしていません。
 お振り込みをご希望の場合は、後日請求書をお送りいたします。
- Q. 近くに病院がありますか？
- A. はい。国立国際医療センター、東京女子医大病院には救急外来があります。
- Q. 事前に宅急便で荷物を送ることができますか？
- A. はい。宿泊の日付・ご住所・お名前等を明記のうえ、お送りください。
 返送につきましても、フロントにて承ります。



(5) 心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、戦前より肢体不自由児の療育活動を行ってきた日本で最初の肢体不自由児施設「整肢療護園」を発足の母体とし、国が設置し、社会福祉法人日本肢体不自由児協会に運営事業を委託している。

同センターは、心身に障害をもった子どもたちのための総合的な医療療育相談機関として、

- ・肢体不自由児施設「整肢療護園」
- ・重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
- ・各種障害の早期からの診断・治療や療育指導を行う「外来療育部門」
- ・専門職員に対する研修や調査研究を行う「研修・研究部門」

を設置している。

① 肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」について

今般のつなぎ法の施行に伴い、肢体不自由児施設「整肢療護園」は、医療型障害児入所施設「整肢療護園」とすることとし、また、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」については、医療型障害児入所施設と療養介護を併せて実施する「むらさき愛育園」とすることとしているので、管内の市町村等への周知方をお願いします。

② 研修・研究部門について

同センターにおいては、全国の肢体不自由児及び重症心身障害児（者）等に関わる職員等を対象として、療育の充実を図るため各種講習会を開催しているため、管内の関係団体及び施設等に周知方よろしくをお願いします。

(参考資料：2 平成24年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修実施計画(案) (4) 心身障害児総合医療療育センターを参照。)

【連絡先】 心身障害児総合医療療育センター 研修・研究部 療育研修所
〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-10
TEL 代表：03-3974-2146 直通：03-5965-1136
FAX 03-3959-7648
URL <http://www.ryouiku-net.com/>

2 独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園は、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的としており、この目的を達成するために、平成20年度から平成24年度までの5年間を第2期中期目標期間と定め、的確な業務運営に努めているところである。

平成23年度においては、第2期中期目標期間の4か年目として、施設利用者の地域生活への移行や、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究などに取り組んでいるところである。

平成24年度においても、第2期中期目標期間の最終年度として、引き続き、地域生活への移行の推進や調査・研究等に取り組んでいくこととしているので、管内の市町村及び知的障害関係施設等の関係者への周知方お願いする。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災された、福島県内の障害者施設の入所者及び職員の方が、のぞみの園に避難され、現在も園内で生活されている。

さらに、被災され避難されている障害者施設へ職員の派遣を行い、入所者への支援の一翼を担ったところである。

今後とも、被災した障害者施設等への支援に取り組んでいきたいと考えている。

なお、本年1月20日に現行の独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな法人制度を構築する「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」が、閣議決定され、今国会に関連法案を提出することとしているところである。

(1) 地域生活への移行の推進について

第2期中期目標の主要課題として、施設利用者の地域への移行を積極的に推進することとし、目標期間の最終年度である平成24年度末までに、施設利用者数について、独法移行時（平成15年10月）と比較して3割縮減することを定めている。

施設利用者の地域生活への移行については、出身地域やその近隣地域のケアホーム等への移行を基本として進めているところであり、本人・保護者等の意向、本人の生活歴などを尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本に実施している。

これまでに、第1期中期目標期間中（平成15年10月～平成19年度）に計44名、第2期中期目標期間中に84名（平成24年2月1日現

在)の施設利用者が、自宅や出身地のケアホーム等で生活するために退所し、地域生活に移行しているところである。

こうした成果は、施設利用者の出身自治体等の協力が不可欠であることから、引き続き円滑な地域移行について格段のご協力をお願いする。

(参考資料：3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の出身市区町村一覧を参照。)

(2) 調査・研究等の実施について

① 調査・研究について

第2期中期目標期間における調査・研究として、重度知的障害者の地域生活への移行や行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者の支援方法等について取組むこととしている。

これらの調査・研究により得られた成果については、全国の知的障害関係施設等において活用されるように、研究紀要を都道府県・指定都市や関係機関等へ配布するとともに、のぞみの園ホームページにおいて、情報提供に努めているところであるので、各自治体においても管内の市町村及び施設等への周知をお願いする。

(平成23年度の主な調査・研究)

ア 重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究

イ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究

ウ 重度・高齢の知的障害者に対する地域移行プロセスの確立に関する調査・研究

エ 知的障害者の認知症ガイドブック作成

オ 高齢知的障害者の健康管理と医療・介護に関する調査・研究

カ 知的障害者施設における社会福祉士実習プログラム開発に関する研究等

※上記調査・研究結果については、のぞみの園ホームページに平成24年6月を目途に掲載予定。

② 養成・研修について

第2期中期目標期間における養成・研修については、内容等が知的障害関係施設等で活用されるものとなるように努めているところであり、管内市町村及び施設等の職員の参加について、特段のご配慮をお願いする。

なお、平成24年度についても、セミナー等を開催する予定としており、日程等が決定次第、のぞみの園から関係自治体や関係施設あてお知らせさせていただくとともに、のぞみの園ホームページにおいても公表することとしているので、開催の際は、関係者への周知方よろしくお願いする。

③ 援助・助言について

知的障害者の支援に関し、障害者支援施設等の求めに応じて、援助及び助言を行っているので、管内の知的障害関係施設等へ周知方よろしく願います。

【主な援助・助言項目】

- ア 利用者の個別支援計画における評価の仕方及び目標設定の考え方
- イ 重度化・高齢化した知的障害者に対する支援技術
- ウ 自閉症・発達障害者の支援に対する支援技術

独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 担当部署連絡先
ホームページ : <http://www.nozomi.go.jp/>

【地域生活への移行の推進について】

地域支援部地域移行課 : TEL.027-320-1602

【調査・研究について】

研究部研究課 : TEL.027-320-1445

【養成・研修について】

事業企画部研修・養成課 : TEL.027-320-1367

【援助・助言について】

事業企画部事業企画・管理課 : TEL. 027-320-1562
Fax 027-320-1368
e-mail : webmaster@nozomi.go.jp

受付日 : 月曜日 ~ 金曜日

※ただし、祝祭日及び年末年始を除く

受付時間 : 午前8時30分から午後5時30分まで

〈参考資料〉

1 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

施設名	所在地	利用定員等 (名)
国立障害者リハビリテーションセンター http://www.rehab.go.jp/ TEL 04-2995-3100 (代表) ・利用相談：総合相談課 (内2211~2214) FAX:04-2992-4525 ・病院受診：医事管理課 (内3152) FAX:04-2996-3074 ・センター見学：企画課 (内2147) FAX:04-2995-3661 ・発達障害情報支援センター (内2593) http://www.rehab.go.jp/ddis/ ・高次脳機能障害情報・支援センター (構築中)	〒359-8555 埼玉県所沢市 並木4-1	自立支援局 就労移行支援 100 就労移行支援 (養成施設) 170 自立訓練 (機能訓練) 40 自立訓練 (生活訓練) 30 病 院 病 床 数 (病床数) 200 研 究 所 研究部 7部 発達障害情報センター 学 院 養成学科 6学科 270 研修課程 33コース 2,493 ※ 平成24年度から学院に秩父学園附属保護指導職員養成所を統合
国立光明寮 (視力障害センター)		
函館視力障害センター http://www.hakodate-nhb.go.jp/ TEL 0138-59-2751 (代表) FAX 0138-59-4383	〒042-0932 北海道函館市 湯川町1-35-20	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
塩原視力障害センター http://www.shiobara-nhb.go.jp/ TEL 0287-32-2934 (代表) TEL 0287-32-3604 (利用相談) FAX 0287-32-2941	〒329-2921 栃木県那須塩原市 塩原21-1	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
神戸視力障害センター http://www.kobe-nhb.go.jp/ TEL 078-923-4670 (代表) FAX 078-928-4122	〒651-2134 兵庫県神戸市 西区曙町1070	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
福岡視力障害センター http://www.fukuoka-nhb.go.jp/ TEL 092-806-1361 (代表) FAX 092-806-1365	〒819-0165 福岡県福岡市 西区今津4820-1	就労移行支援 (養成施設) 100 自立訓練 (機能訓練) 10
国立保養所 (重度障害者センター)		
伊東重度障害者センター http://www.ito-nrh.go.jp/ TEL 0557-37-1308 (代表) TEL 0557-52-4183 (利用相談) FAX 0557-36-0571	〒414-0054 静岡県伊東市 鎌田222	自立訓練 (機能訓練) 70
別府重度障害者センター http://www.beppu-nrh.go.jp/ TEL 0977-21-0181 (代表) TEL 0977-21-0182 (利用相談) FAX 0977-21-2794	〒874-0904 大分県別府市 南荘園町2組	自立訓練 (機能訓練) 70
国立知的障害児施設		
秩父学園 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/ TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253	〒359-0004 埼玉県所沢市 北原町860	学 園 入 園 生 定 員 100

2 平成24年度国立障害者リハビリテーションセンター等における研修会実施計画（案）

(1) 国立障害者リハビリテーションセンター学院

1. リハビリテーション関係

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	【前期】 11月2日（金）～11月3日（土） 【後期】 12月13日（木）～12月15日（土）	5日	76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要な知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声・言語（そしゃく）機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	10月24日（水）～10月26日（金）	3日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【前期】 8月29日（水）～8月31日（金） 【後期】 11月28日（水）～11月30日（金）	6日	100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	【第1回】 (会場：函館視力障害者センター) 8月2日（木）～8月4日（土） 【第2回】 (会場：国立障害者リハビリテーションセンター) 2月14日（木）～2月16日（土）	各回 3日	各回 20名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	更生相談所長及び更生相談所長が推薦する職員	未定	2日	50名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
義肢装具士研修会	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に従事している義肢装具士で所属長が推薦する者	8月6日（月）～ 8月9日（木）	4日	10名
作業療法士研修会	障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	10月17日（水）～10月19日（金）	3日	20名
理学療法士研修会	障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者(児)更生援護施設、肢体不自由施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長が推薦する者	10月10日（水）～10月12日（金）	3日	20名
リハビリテーション心理職研修会	障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市及び中核市又は障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長が推薦する者	10月29日（月）～10月31日（水）	3日	20名
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	障害者のリハビリテーション看護に3年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で所属長が推薦する者	11月19日（月）～11月22日（木）	4日	50名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	障害者(児)更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、言語聴覚士の免許を有し、所属長が推薦する者	12月5日(水)～12月7日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の訓練に携わっている者に、視覚障害者の生活全般に関する最新の訓練の情報や知識を提供することにより、訓練技術の向上を図ることを目的とする。	(1)都道府県・指定都市及び中核市又は障害者支援施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長が推薦する者 (2)国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害生活訓練専門職員養成課程又は視覚障害学科を卒業した者 (3)視覚障害生活訓練指導員研修等視覚障害者に対する訓練指導員を養成する研修を修了した者	5月23日(水)～5月25日(金)	3日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等であって、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部(局)長が推薦する者	11月7日(水)～11月9日(金)	3日	60名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長が推薦する者	3月6日(水)～3月8日(金)	3日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要の専門的技術を習得させることを目的とする。	障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長が推薦する者	5月29日（火）～ 6月 1日（金）	4日	60名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話点字・盲ろう用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長が推薦する者	【前期】 6月 4日（月）～ 6月 8日（金） 【後期】 11月12日（月）～11月16日（金）	10日	20名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者等を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者及び今後希望する者（現在補助犬育成に関わる人材養成を目的としている専門学校等の学生等を含む。）で、所属長が推薦する者。	2月18日（月）～ 2月22日（金）	5日	20名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・政令指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市障害保健福祉部(局)長が推薦する者	6月27日（水）～ 6月29日（金）	3日	200名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
相談支援従事者指導者養成研修会	都道府県が実施する「相談支援従事者研修」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営に携わる中核的な役割を担う指導者を養成することを目的とする。	(1)相談支援従事者 現に相談支援に従事している者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」において、企画立案・運営に携わる中心的な役割を担うことが見込まれる者 (2)都道府県等職員であって、「相談支援従事者研修」を担当している者	6月20日（水）～ 6月22日（金）	3日	205名
サービス管理責任者指導者養成研修会	都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営又は講師の役割を担う指導者を養成することを目的とする。	(1)「サービス管理責任者研修」において企画立案・運営又は講師として携わる中心的な役割を担うことが見込まれる者であって、サービス管理責任者の要件を満たす者（235名） (2)「サービス管理責任者研修」を担当している都道府県職員であって、原則として、企画立案・運営又は講師の役割を担う者（47名） (3)国立更生援護機関職員であって、サービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、かつ所属長が推薦する者（10名）	10月3日（水）～10月5日（金）	3日	292名

※上記の研修会実施計画（案）は都合により変更することがあります。

2. 知的障害・発達障害関係（職種・キャリア別研修）

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
施設運営管理コース	施設運営に関する専門的な講義、演習を行い、施設長の資質向上を図り、施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。	知的障害関係施設の施設長及び運営管理に携わる職員	10月24日(水)～10月26日(金)	3日	70名
医療・健康管理コース	知的障害・発達障害児者の特性について理解し、医療の果たす役割、留意点についての知識を深めるとともに相互討論を通じて職員の資質の向上に寄与することを目的とする。	知的障害・発達障害関係施設で利用者の健康管理にあたる看護師等医療従事者	6月25日(月)～6月29日(金)	5日	70名
自閉症子育て支援セミナー	自閉症及びその他発達障害のある子どもを持つ家族、発達障害関係職員、保育士、教職員等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。	自閉症及びその他発達障害のある子どもを持つ家族、発達障害関係職員、保育士、教職員等	<第1回> 5月26日(土) <第2回> 11月17日(土)	1日	100名
指導員・保育士コース<基本コース>	知的障害・発達障害関係施設で働いている職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。基本コースでは、特に通常の生活における基本的な支援方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員（看護師も含む）	・日程調整中	5日	70名
指導員・保育士コース<応用コース>	知的障害・発達障害関係施設で働いている中堅職員を対象に、講義を中心に知識・技術等を習得させ、資質の向上を図ることを目的とする。応用コースでは、特に処遇困難事例への対応、ケアマネジメント、就労支援など、より高度な知識とスキル習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員（看護師も含む）	・日程調整中	5日	70名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
新任職員コース	知的障害・発達障害関係施設の職員として必要な基礎知識、援助技術の習得を目的とする。また参加者の情報交換を行う。	知的障害・発達障害福祉の仕事に従事する経験2年未満の職員	・日程調整中	5日	70名

3. 知的障害・発達障害関係（テーマ別研修）

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
自閉症入門コース	自閉症・児者の特性を理解し、基本的知識、課題行動への対応方法の習得を目的とする。	知的障害、発達障害福祉の仕事に従事している方	6月13日（水）～6月15日（金）	3日	70名
行動障害コース	行動障害について基礎的な知識・理解を深め、対応方法の習得を目的とする。	知的障害・発達障害関係施設の職員及び児童相談所・知的障害者更生相談所職員（看護師も含む）	12月19日（水）～12月21日（金）	3日	70名
地域移行支援コース	地域生活移行支援についての基本的な考え方を学び、地域移行に際しての基本的な知識や援助技術を習得することを目的とする。	知的障害・発達障害福祉の仕事に従事している方、及び知的障害者更生相談所職員	2月27日（水）～3月1日（金）	3日	70名
自閉症トレーニングセミナー	自閉症の特性を理解し、支援方法の実践トレーニングを行い、支援方法の習得を目的とする。	全国の自閉症支援に係わる福祉施設職員、保育士職員、教職員	<第1回> 10月18日（木）～10月19日（金） <第2回> 2月9日（土）～2月10日（日）	2日	20名

4. 発達障害関係研修

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
発達障害者支援センター職員研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対し、自閉症およびその周辺領域の発達障害をもつ児（者）に対する療育技術およびその家庭に対する支援方法等について研修を行う。	各センターにおいて現に発達障害児（者）およびその家族に対する支援等に従事されている方で、所属長の推薦する者	<第1回> 5月13日（日）～5月15日（火） <第2回> 11月9日（金）～11月10日（土）	① 3日 ② 2日	70名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
発達相談支援員研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員、もしくは自治体が推薦する職員に対して、市町村で実施する「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員を養成する技術について研修を行い、巡回支援を行うための体制の整備、充実に資することを目的とする。	①市町村で「巡回支援専門員整備事業」に従事する専門員、または事業に関わる者であって、所属長の推薦がある者。②発達障害者支援センター職員。③発達障害児およびその家族に対する支援に日ごろから従事している医師・児童指導員・保育士・臨床心理技術者・作業療法士・言語聴覚士等の専門職であり、または、都道府県で発達障害児関係業務を行っており、所属長の推薦がある者。	<第1回> 9月26日(水)～9月28日(金) <第2回> 1月30日(水)～2月1日(金)	3日	70名
知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員(知的障害者福祉司等)に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を講義や演習を通して習得させることにより、知的障害者更生相談所の業務の充実に資し、もって知的障害者福祉の一層の向上に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所職員	11月28日(水)～11月30日(金)	3日	70名

※上記の研修会実施計画(案)は都合により変更することがあります。

(2) 国立障害者リハビリテーションセンター病院(健康増進センター)

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
障害者ヘルスプロモーション事業に関する研修会	障害者のヘルスプロモーション事業に従事する専門家(医師および栄養士・保健師・指導者等)の研修を行い、その普及に必要な専門的知識及び技術を習得させ、障害者の健康増進を推進することを目的とする	障害者の健康管理および健康づくりに従事する、あるいは今後従事する医師および栄養士・保健師・運動・スポーツ指導者で、所属長が推薦する者	9月26日(水)～9月28日(金)	3日	20名

※上記の研修会実施計画(案)は都合により変更することがあります。

(3) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援従事者研修会		障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<p><第1回> 7月17日（火） ～7月20日（金）</p> <p><第2回> 11月6日（火） ～11月9日（金）</p>	4日	100名	
『個別支援計画』作成および運用に関する研修会		個別支援計画に対する考え方、手法などを検討し、より利用者に寄り添った個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、豊かな日常生活を送ることができるようになることを目的とする。	各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管理責任者、また、現在個別支援計画の作成および運用に関わっている者。	<p><第1回> 9月15日（土） ～9月16日（日）</p> <p><第2回> 1月26日（土） ～1月27日（日）</p> <p><第3回> 3月2日（土） ～3月3日（日）</p>	2日	70名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等に現に従事している新任職員（異動による新任を含む）。	6月6日（水） ～6月8日（金）	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等において機能訓練、健康管理等を担当する者。	10月17日（水） ～10月19日（金）	3日	70名	
障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	<p>身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：静岡県浜松市）</p> <p>身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。</p>	<p>9月27日（木） ～9月28日（金）</p> <p>2月14日（木） ～2月15日（金）</p>	2日	50名	

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者サービス コーディネーション研修会	障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 6月26日(火) ～6月29日(金)	4日	100名	
	地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 12月14日(金) ～12月16日(日)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<ベーシックコース> 9月7日(金) ～9月9日(日)	3日	50名	
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 1月11日(金) ～1月13日(日)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校及び教育学系・体育学系の学生で社会福祉を専攻し、かつ障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	8月6日(月) ～8月9日(木)	4日	100名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(4)心身障害児総合医療療育センター

《保育士・指導員等職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
障害児者のプール指導講習会	肢体不自由児及び重症心身障害児(者)のプール活動に携わる、または関心を持たれる職員に、安全で楽しいプール活動を行うために必要な知識と技術の向上を図ることを目的とする。	障害児(者)のプール指導に携わる職員	5月30日(水) ～6月1日(金)	3日	40名
重症障害児(者)療育職員講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設に勤務する保育士、児童指導員、介護福祉士、療育員等で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の習得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)の療育に携わる療育職員 (保育士・指導員・介護福祉士等)	6月25日(月) ～6月29日(金)	5日	60名
肢体不自由児・重症障害児(者)等療育職員講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設、その他の療育施設で、直接療育に従事している療育職員(保育士、指導員等)に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	各種療育施設において肢体不自由児・重症障害児(者)の療育に携わる療育職員 (保育士・指導員・介護福祉士等)	11月5日(月) ～11月9日(金)	5日	60名
幼児通園療育職員講習会	障害児特に重度・重複障害をもつ幼児を中心に、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。さらに「自閉性障害」など情緒・対人関係・行動面での配慮が必要とされる幼児への対応にも触れる。	幼児通園療育に携わる療育職員(保育士・児童指導員等)	2月4日(月) ～2月8日(金)	5日	40名

《医療関係職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
重度・重症児(者) 医療・療育(基礎)講習会	各種の療育施設等で、重度・重症児(者)の医療・療育・介護に携わっている職員に対し、医療的諸問題に関する知識と、それに基づく日常介護の具体的な方法の研修を行い、療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる看護職・療育職員(基礎的な内容になります。摂食指導が入ります)	5月8日(火) ～5月11日(金)	4日	60名
			12月11日(火) ～12月14日(金)	4日	60名
			2月19日(火) ～2月22日(金)	4日	60名
看護指導者講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設に勤務する病棟師長、主任看護師で、療育に従事すると同時に指導者的役割を担っている職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	医療型障害児入所施設・療養介護施設の病棟看護師長・主任看護師	5月22日(火) ～5月25日(金)	4日	60名
重症障害児(者)・肢体不自由児等看護師講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設に勤務する看護師及び准看護師で、重症障害児(者)の療育に従事している職員に対し、必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して、療育内容の向上を図ることを目的とする。	重症障害児(者)・肢体不自由児の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導があります)	6月11日(月) ～6月15日(金)	5日	60名
重症障害児(者)医療看護師講習会	各種の療育施設等で、障害児(者)とくに重症児(者)のケアに携わっている看護師・准看護師に対し、医療的諸問題に関する知識と、それに基づく看護の具体的な方法の研修を行い、療育内容の向上を図ることを目的とする。	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師(経験3年以上、医療面の理解を深める)	9月14日(金) ～9月16日(日)	3日	60名
			1月17日(木) ～1月19日(土)	3日	60名
東京コース(2012年度)ボバースアプローチ8週間講習会	脳性麻痺児の神経発達学的アプローチを修得し、併せて関連分野の基礎知識を学ぶことを目的とする。	PT. OT. ST. 医師で脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員(経験3年以上)	7月9日(月) ～8月31日(金)	54日	24名
2012年ボバースアプローチ脳性麻痺上級講習会	脳性麻痺児の神経発達学的アプローチの概要を修得し、併せてその応用的技術を学ぶことを目的とする。	PT. OT. ST. 医師で、ボバース・脳性麻痺基礎コースを修了している者	10月22日(月) ～10月26日(金)	5日	24名

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
肢体不自由及び重症心身障害の児童に関わる看護師講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設等に勤務する看護師及び准看護師に対し、療育に必要な知識の修得と相互の情報交換等を通して療育内容の向上を図ることを目的とする。	肢体不自由・重症心身障害のある児童の療育に携わる看護師(ある程度の経験を積んだ方が対象です。摂食指導・ペアレントトレーニングが入ります)	10月2日(火) ～10月5日(金)	4日	60名
重症障害児(者)医療講習会	各種の療育施設等で、障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師を対象とする。重症児(者)の医療・療育内容のさらなる向上を図ることを目的とする。	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師	3月16日(土) ～3月17日(日)	2日	60名

《摂食指導に携わる職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
摂食指導(基礎・実習)講習会	肢体不自由児及び重症心身障害児(者)、特に脳性麻痺児への摂食指導に携わっている職員に必要な知識と技術の向上を図ることを目的とする。	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	4月24日(火) ～4月25日(水)	2日	60名
			6月5日(火) ～6月6日(水)	2日	60名
			9月25日(火) ～9月26日(水)	2日	60名
			11月20日(火) ～11月21日(水)	2日	60名
			1月29日(火) ～1月30日(水)	2日	60名
			3月5日(火) ～3月6日(水)	2日	60名

《給食関係職員向け》

給食関係職員講習会	医療型障害児入所施設・療養介護施設に勤務する栄養士及び調理師等に障害児(者)に対する栄養指導・調理技術及び給食内容の向上を図ることを目的とする。	医療型障害児入所施設・療養介護施設及び関連施設に勤務し給食関係業務に携わる職員	11月29日(木) ～12月1日(土)	3日	40名
-----------	--	---	------------------------	----	-----

《相談関係職員向け》

講習会名	目的	受講対象者	講習期間	日数	定員
ペアレントトレーニング講習会	各種療育施設において「発達障害児」の相談支援に携わり、ペアレントトレーニンググループを運営しようとする職員(心理士、福祉士、児童指導員、看護師、教育相談等)に対し、「ペアレントトレーニング」の知識の修得とグループ運営技術を身につけることを目的とする。	療育相談機関(療育施設・保健所・学校等)で発達障害児に関わる職員	8月29日(水) ～8月30日(木)	2日	30名

3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設入所利用者の出身市区町村一覧

平成24年2月1日 現在

都道府県 (人数)	市区町村	人数	
北海道 (5)	帯広市	1	
	北見市	1	
	伊達市	1	
	江差町	1	
	土幌町	1	
岩手県 (4)	花巻市	1	
	北上市	1	
	奥州市	1	
	大槌町	1	
秋田県 (1)	五城目町	1	
山形県 (2)	山形市	1	
	飯豊町	1	
福島県 (1)	郡山市	1	
茨城県 (10)	水戸市	2	
	日立市	1	
	土浦市	2	
	結城市	1	
	常陸太田市	1	
	高萩市	1	
	筑西市	2	
	栃木県 (11)	宇都宮市	3
		足利市	2
		栃木市	2
鹿沼市		1	
大田原市		1	
塩谷町		1	
那須町		1	
群馬県 (19)	前橋市	5	
	高崎市	5	
	太田市	2	
	伊勢崎市	1	
	渋川市	1	
	藤岡市	1	
	安中市	1	
	神流町	1	
	みなかみ町	1	
	中之条町	1	
	埼玉県 (30)	さいたま市 北区	2
〃 桜区		1	
〃 南区		1	
川越市		2	
熊谷市		1	
川口市		1	
所沢市		1	
東松山市		1	
春日部市		2	
狭山市		1	
羽生市		1	

都道府県 (人数)	市区町村	人数	
埼玉県	鴻巣市	1	
	深谷市	1	
	草加市	1	
	入間市	2	
	北本市	1	
	三郷市	1	
	坂戸市	1	
	ふじみ野市	1	
	三芳町	1	
	小川町	2	
	吉見町	1	
	鳩山町	1	
	寄居町	1	
	宮代町	1	
	千葉県 (30)	千葉市 中央区	4
		〃 花見川区	2
		〃 美浜区	1
		銚子市	1
		市川市	6
		船橋市	4
松戸市		2	
野田市		1	
佐倉市		1	
柏市		2	
八千代市		1	
鴨川市		1	
浦安市		1	
八街市	1		
匝瑳市	1		
睦沢町	1		
東京都 (79)	港区	1	
	新宿区	2	
	文京区	1	
	台東区	2	
	墨田区	2	
	江東区	1	
	品川区	3	
	目黒区	2	
	大田区	3	
	世田谷区	5	
	渋谷区	1	
	杉並区	1	
	豊島区	4	
	北区	5	
	荒川区	2	
	板橋区	3	
	練馬区	6	
	足立区	7	
	葛飾区	1	
江戸川区	5		

都道府県 (人数)	市区町村	人数
東京都	八王子市	3
	立川市	1
	武蔵野市	1
	三鷹市	3
	青梅市	1
	府中市	1
	昭島市	2
	調布市	1
	日野市	1
	東村山市	1
	国分寺市	2
	東大和市	1
	東久留米市	3
	瑞穂町	1
	神奈川県 (25)	横浜市 鶴見区
〃 神奈川区		1
〃 保土ヶ谷区		1
〃 金沢区		1
〃 港北区		2
〃 緑区		1
〃 瀬谷区		3
川崎市 高津区		1
〃 多摩区		1
平塚市		1
藤沢市		2
小田原市		1
相模原市 緑区		2
〃 中央区		2
秦野市		1
厚木市		1
大和市		1
座間市		1
南足柄市		1
新潟県 (20)		新潟市 中央区
	〃 江南区	1
	長岡市	9
	三条市	3
	小千谷市	1
	佐渡市	1
	魚沼市	1
	南魚沼市	3
	富山県 (4)	富山市
滑川市		2
入善町		1
石川県 (4)	金沢市	2
	七尾市	1
	加賀市	1
山梨県 (6)	甲府市	2
	大月市	1
	北杜市	1
	富士川町	1
	南部町	1
長野県 (2)	佐久市	1
	北相木村	1

都道府県 (人数)	市区町村	人数	
岐阜県 (4)	岐阜市	1	
	多治見市	1	
	恵那市	1	
	郡上市	1	
静岡県 (10)	浜松市 天竜区	1	
	三島市	2	
	掛川市	1	
	藤枝市	1	
	裾野市	1	
	湖西市	1	
	伊豆の国市	1	
	川根本町	1	
	森町	1	
	愛知県 (7)	名古屋市 西区	1
〃 南区		2	
一宮市		1	
瀬戸市		2	
三重県 (2)	伊勢市	1	
	御浜町	1	
滋賀県 (2)	彦根市	1	
	東近江市	1	
京都府 (2)	綾部市	1	
	精華町	1	
大阪府 (6)	大阪市 天王寺区	1	
	〃 城東区	1	
	高槻市	1	
	守口市	2	
	八尾市	1	
	堺市	1	
兵庫県 (7)	神戸市 灘区	1	
	〃 長田区	1	
	西宮市	1	
	相生市	1	
	豊岡市	1	
	赤穂市	1	
	宝塚市	1	
	和歌山県 (2)	和歌山市	1
		紀の川市	1
鳥取県 (3)	鳥取市	1	
	八頭町	1	
	琴浦町	1	
島根県 (4)	松江市	1	
	出雲市	2	
	雲南市	1	
岡山県 (2)	岡山市 中区	1	
	〃 東区	1	
広島県 (4)	広島市 安佐北区	1	
	三原市	1	
	尾道市	1	
	廿日市市	1	
徳島県 (1)	阿南市	1	
香川県 (3)	丸亀市	2	
	小豆島町	1	

都道府県 (人数)	市区町村	人数
愛媛県 (2)	今治市	
	伊方町	1
高知県 (1)	高知市	1
福岡県 (1)	北九州市 小倉南区	1
佐賀県 (1)	小城市	1
大分県 (2)	大分市	2
宮崎県 (2)	宮崎市	2
鹿児島県 (1)	いちき串木野市	1

合計	都道府県	39
	市町村	196
	入所利用者数 (入所利用者中、有期限者 5 名)	322